

三鷹市教育委員会 様

学園・学校名 鷹南学園三鷹市立第五中学校
校長名 鶴崎 靖 二 印

令和 6 年度 校内通級教室の教育課程について (届)

このことについて、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 校内通級教室の教育目標

- (1)自ら主体的に考え、判断し、行動する力を養う。
- (2)課題や困難に対して、他者の助言を生かしながら、乗り越えようとする知識と意識を育てる。
- (3)心身ともに健康で豊かな人間性を醸成する。

2 教育目標を達成するための基本方針

学校教育目標、校内通級教室の教育目標の具現化に向け、これから求められる「人間力・社会力」の育成と定着に向けた指導・支援をチーム学園・学校として充実させる。

(1)人間力・社会力の育成

学校教育目標の「国際社会の実現に貢献できる人間の基礎的な素養(人間力)」と「主体的にたくましく生き抜く力(社会力)」を重点的に指導・支援する。

(2)学園・学校内の連携・協働

学園として、生徒一人ひとりの 9 年間の成長を軸に、発達段階に応じた指導・支援を充実する。

3 指導の重点

自己理解と他者理解を進める

- (1)生活リズムや生活習慣の形成に関わること。
- (2)自らの情緒や心理的な安定に関わること
- (3)他者の意図や感情の理解に関すること
- (4)周囲の状況の変化に対応する力の育成
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

4 その他の配慮事項

- ・定期的に面談や保護者会を行い、保護者と連携し、指導効果を高める。
- ・通常の学級、教育支援学級(知的固定)と連携し、円滑に在籍学級に適應できるように支援する。
- ・当該生徒の個別指導計画、個別の教育支援計画を作成するにあたり、本人の現状を踏まえ、専門家からの助言を生かすとともに、本人・保護者の願い、考えも十分考慮していく。
- ・校内支援委員会やケース会議に参加し、情報共有に努めるとともに、通級専門委員や通級アドバイザー、総合教育相談室などの関係機関と連携し、よりよい指導方法を検討し実践する。